

改 正 案	現 行
業務方法書細則（豆類事業）	業務方法書細則（豆類事業）
<p>第 1 条から第19条 [略]</p>	<p>第 1 条から第19条 [略]</p>
<p>第20条 削除</p>	<p><u>(生産者積立金)</u></p>
<p>2 削除</p>	<p><u>第20条 業務方法書第22条第1項による別に定める算定方式は、対象豆類の各品目ごとに次の算式によるものとする。</u></p>
	<p><u>生産者積立金 = (平均販売価格 - 積立基準価格) × $\frac{20}{100}$ × 調整販売数量</u></p>
	<p><u>2 業務方法書第22条のただし書きの規定による別に定める災害は、気象災害によるものであって農林水産省大臣官房統計部発表の当該作物の10aあたり平均収量対比が60%以下のものであることとする。</u></p>
	<p><u>*「10aあたり平均収量対比」とは、10aあたり平均収量（過去7カ年の実績値のうち、最高、最低を除いた5カ年平均値）と当年産の10aあたり収量との対比をいう。</u></p>
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この業務方法書細則は、令和2年10月21日から施行し、令和2年産から適用する。</u></p>	<p><u>附 則</u></p> <p><u>この業務方法書細則は、令和2年4月1日から施行し、令和元年産から適用する。</u></p>